第3章服務

○福島地方水道用水供給企業団職員の服 務の宣誓に関する条例

> 田和 60 年 11 月 1 日 条 例 第 1 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 31 条の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員(以下「職員」という。)となった者の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、企業長又は企業長の定める上級職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名、押印してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓について必要な事項は、企業長が定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

宣誓誓

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、 擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を民主的かつ能率 的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務 を執行することを固く誓います。

年 月 日